平成３０年労第１６号

主　　文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第１　再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号。以下「労災保険法」という。）による休業給付を一部支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第２　事案の概要

１　請求人は、Ａに所在するＢ会社Ｃ営業所に勤務し、運転士として就労していた。

２　請求人は、平成○年○月○日、バイクにて出勤途中、乗用車と接触して転倒し負傷した（以下「本件負傷」という。）。請求人は、同日、Ｄ病院を受診し、その後、Ｅ病院に受診し「頚椎捻挫、右肩打撲傷、両手打撲傷、左膝打撲傷、捻挫」（以下「本件傷病」という。）と診断され、同年○月○日から同年○月○日まで休業した後復職した。請求人によると、その後、右肩の動きが悪く、転院して手術の段取りをしていたが、血糖値が高いため手術に影響を及ぼすおそれがあるとして、手術日を平成○年○月○日から同年○月○日に延期して、私病である糖尿病の治療を行った上で右肩の手術をしたという。

３　本件は、請求人が、本件負傷により休業したとして、平成○年○月○日から同年○月○日までの○日間（以下「本件請求期間」という。）の休業給付を請求したところ、監督署長は、本件請求期間のうち、休業の必要性が認められる○日間を休業給付の対象として支給し、その余の期間については支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

４　請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたこ

とから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第３　当事者の主張の要旨

１　請求人

（略）

２　原処分庁

（略）

第４　争　　点

請求人の平成○年○月○日以降の期間における休業給付請求に対し、その一部を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第５　審査資料

（略）

第６　理　　由

１　当審査会の事実認定

（略）

２　当審査会の判断

（１）請求人は、本件請求期間のうち、手術の延期の原因となった私病である糖尿病の加療期間についても、手術に必要なものであるから、休業給付を支給するべきであることを主張しているので、以下、検討する。

（２）休業の必要性が認められる期間について

ア　Ｆ医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「初め、（平成○年）○月○日手術予定であったが、糖尿病のコントロール不良で、同年○月○日に延期。同年○月○日～同月○日まで、糖尿病内科で入院加療。入院以外の期間は休業不要」と述べている。

イ　Ｇ医師は、Ｆ医師の意見、受傷した右肩関節の状態、治療経過等を踏まえ、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「右肩関節には動作時痛があるが、腱板は不全断裂であり、術前の可動域は保たれているので、休業を要する期間については、手術の延期の原因となった私病である糖尿病による加療期間は右肩関節の障害による休業とは認められない。」と意見している。

ウ　当審査会としては、Ｇ医師の意見のとおり、請求人が糖尿病の治療のために入院したことは、私病の治療のためであり、その入院期間を本件負傷に係

る療養のため労働することができなかった期間と認めることは困難であって、決定書理由に説示のとおり、本件請求期間のうち、休業給付の対象として休業の必要性が認められるのは、右肩の手術のために入院した○日間（平成○年○月○日から同年○月○日）と通院日である２日間（同年○月○日及び同年○月○日）の計○日間であると判断する。

（３）なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

３　結　　論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。